

様

介護保険制度の見直しに関する要望書

平成26年5月

北 海 道
北 海 道 市 長 会
北 海 道 町 村 会

日頃から、北海道の保健福祉施策の推進に御支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、現在、介護保険法の改正案が国会で審議されておりますが、介護保険制度の見直しに関しては、市町村や事業者等から、サービスの地域間格差の拡大や質の低下などを懸念する声が寄せられているところです。

道としては、昨年10月に、そうした声を受けて国に要望したところであり、その後、国においては、要支援者に対する介護予防給付から、新たな地域支援事業に移行する対象サービスを、訪問介護及び通所介護に限定するなど、見直し内容に変更があったところですが、それでもなお、制度の見直しに当たっては、不安視する声が多くあります。

このため、改めて次のとおり要望しますので、広域分散、積雪・寒冷で小規模市町村が多い本道の実情を十分考慮いただきますよう、よろしく申し上げます。

記

1 介護予防給付の新たな地域支援事業への移行について

(1) これまで要支援者に対し、全国一律の制度として実施してきた訪問介護及び通所介護の市町村の地域支援事業への移行に当たり、

① 市町村においては、事業者との委託や費用支払い、サービス単価、利用料の設定など、事務が非常に煩雑になること

② 利用者やその家族においては、引き続き同様のサービスを受けられることができるか不安を抱いていること

③ 事業者においては、要介護者に対しても介護給付として訪問介護や通所介護のサービスを提供している場合、同様のサービスを提供しているにもかかわらず、要支援者と要介護者で介護報酬等の請求事務などの取り扱いが異なり、混乱が生じるおそれがあること

④ 広域分散、積雪・寒冷地で小規模市町村が多い北海道においては、介護サービスを提供する資源の差が大きいため、地域間格差が著しく生じるおそれがあること

などから、こうしたことに十分配慮し、円滑に移行するためのガイドラインを早急に示すこと。

(2) 介護予防・生活支援サービス事業の利用に当たっては、要支援認定を受けるケースや、基本チェックリストによる判定のみで可とするケースがあるが、市町村窓口やサービス利用者において混乱が生じることのないようガイドラインに明記すること。

(3) 地域支援事業の上限枠については、予防給付からの移行分のほか、将来に向けた後期高齢者人口の伸びだけでなく、これまで地域間格差を拡大させないために講じてきた離島等への特別地域加算等と同様に、地域の実情を踏まえて十分な額を確保すること。

2 低所得者対策について

新たに公費負担による低所得者の第1号保険料の軽減化が予定されており、地方負担分（都道府県1/4、市町村負担1/4）については、地方消費税の増収分を充てることとしているが、必要額と消費税増収に差が生じる場合は、その差額について交付金等の措置を講じること。

3 医療と介護の連携について

医療と介護の連携については、平成27年度以降、市町村の地域支援事業に位置づけて推進することとしている一方で、消費税増税分を財源とした新たな財政支援制度においては、平成26年度から、医療と介護の連携に関する事業展開が可能となっているが、地域支援事業とこの制度の相違点を明確にし、整合性を図りながら、事業を実施すること。

4 高齢者保健福祉計画・介護保険事業（支援）計画について

各自治体における第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業（支援）計画については、今後、国から基本指針等が示されることになっているが、作業スケジュールを考慮して、計画策定に資するツール等は早急に情報提供すること。

5 市町村の事務負担について

高所得要介護者への利用者負担引上げ（1割→2割）や、施設入所者の補足給付に対する資産要件の追加、低所得者の保険料に対する軽減割合の拡大などに当たっては、市町村に過重な事務負担とならないように配慮すること。

平成26年5月28日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道市長会長 石狩市長 田岡 克介

北海道町村会長 乙部町長 寺島 光一郎